

改 正 後	改 正 前
個⑥054－1 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】	個⑥054－1 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】
エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 （注） エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号__」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載する。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、措法第10条の2の2第1項第1号ハ若しくは第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に$\frac{50}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注） 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑭」欄及び「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄及び「㉕」欄のBの金額を記載します。 (7) 「㉔」欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の2の2	この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。 なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 （注） エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。 1 記載要領 (1) 「①」欄の「第 号__」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載する。 (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。 (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (4) 「⑧」欄には、措法第10条の2の2第1項第1号ハ若しくは第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に$\frac{50}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (5) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ （注） 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑭」欄及び「⑰」欄には、それぞれ「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄及び「㉕」欄のBの金額を記載します。 (7) 「㉔」欄の外書には、措法10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の2の2

(6) 「⑭」欄及び「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉓」欄及び「㉔」欄のBの金額を記載します。

(7) 「㉔」欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2の2